

受付番号	第 3 号 陳情	受理年月日	令和 8 年 3 月 2 日
件名	ネオニコチノイド農薬の使用を禁止する条例の制定について		
提出者	花巻市東和町南川目 8-66 渡辺 矩夫	紹介議員	
要		旨	
趣旨			
<p>ネオニコチノイド農薬（ネオニコ）による発達障害などの発生を止め、ネオニコによる生態系の破壊を止めるためにネオニコ使用禁止の条例を制定する。</p>			
理由			
<p>1 母親の体内のネオニコが胎児に移行していることを、濁協医科大学市川医師グループが証明した。</p> <p>このことは、生まれる前のお腹の中の赤ちゃんの時からネオニコの神経毒に冒されていることを証明したことになる。</p> <p>神経細胞のほとんどが作られる胎児の時に、神経細胞が作られる大切な時期に、ネオニコの神経毒に冒されていることになる。</p> <p>このネオニコの神経毒に冒されたことによって、認知機能の異常や精神神経疾患：アルツハイマー病、パーキンソン病、統合失調症、不安、鬱、てんかんなどの発症増加をもたらしている。</p> <p>（平久美子著“ネオニコチノイド 静かな化学物質汚染”岩波ブックレット）</p> <p>EUは、ネオニコを使用禁止にしている。</p> <p>日本（国）は、逆でネオニコの規制を緩和し、大量に農薬を散布する農政を続けている。</p> <p>ネオニコは水に良く溶けるので、河川から水道水に入るし、米などあらゆる食品に入り込むので、ネオニコを使用禁止にしない限りネオニコから逃れることはできない。</p> <p>国としてのネオニコ使用禁止に向けて、ニューヨーク州が州法でネオニコを規制しているように、花巻市も地方自治体としてネオニコ使用禁止の条例を制定したい。</p>			
<p>2 ネオニコは、神経毒性として作用し虫を殺す殺虫剤である。カメムシ対策として水田に散布する。</p> <p>1993年宍道湖のウナギが全く獲れなくなった。その原因は、ネオニコであることを山室東大教授が証明した。</p>			

水田に散布したネオニコが、河川から宍道湖へ流れ込み、ウナギのエサである水性微生物を皆殺しにしたためウナギが獲れなくなった。

このように、ネオニコは鳥や魚のエサを殺すことによって、生態系を破壊する。

生態系回復のためのネオニコ使用禁止に反対する農家は、まずいない。

J A茨城県は、ネオニコを使わない方針を決めている。

多くの農家が、ネオニコ使用禁止に協力して、佐渡市、いすみ市など各地にトキが戻り、水戸市にはコウノトリが戻ってきた。

花巻市は、少なくとも中山間地でのネオニコ使用を禁止すべきである。

中山間地の生態系を取り戻し、花巻市が作成した「地域計画」にあるように緩衝地帯を設け、熊や鹿との共生を目指す。

自治体エネルギー公益事業体をつくり、緩衝地帯に景観に配慮した太陽光発電設備を設置し、その売電収益を財源として電気柵や草刈りなどの緩衝地帯管理業務を行う。

太陽光発電設備は30年なので、この30年間に次世代太陽光発電設備が実用化される。その時点でスムーズに水田に戻すためにも、自治体エネルギー公益事業体での管理が望ましい。

付託委員会	産業建設常任委員会	審査結果	
-------	-----------	------	--